

救急車

仕様書

奈良県総合医療センター

第1章 総則

1. 目的

この仕様書は、奈良県総合医療センター（以下「発注者」という。）が購入する救急車（以下「車両」という。）の必要な事項について定める。

2. 適合法令

車両は、この仕様書に定めるもののほか、次に掲げる法令等に適合し緊急自動車として承認を得られるものであること。

- (1) 道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）
- (2) 道路運送車両の保安基準（昭和26年7月28日運輸省令第67号）
- (3) 救急業務実施基準（昭和39年3月3日自消甲教発第6号通知）
- (4) その他関係法令等

3. 製作上の問題処理

車両の製作にあたっては、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 仕様内容に疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議すること。
- (2) 仕様内容の解釈について相違がある場合は、発注者の解釈に従うこと。
- (3) 仕様の変更が必要な場合、または不審な点が生じた場合は、発注者に連絡のうえ、その指示を受けること。
- (4) 車両、艀装品、付属品等はすべて最新製品であること。

4. 提出書類

1. 受注者は、製作に先立ち次の図書を契約後30日以内に提出し、承認を受けるとともに細部にわたり十分な打合せを実施のうえ発注者の指示を受けるものとする。

- | | |
|-------------------|------|
| (1) シヤシ諸元明細書 | 1部 |
| (2) 電気系統配線図 | 1部 |
| (3) 製作工程表 | 1部 |
| (4) 艀装外観5面図 | 1部 |
| (5) その他発注者が指定する書類 | 指定部数 |

※ただし、医療機器類車内レイアウト図にのみ、打ち合わせ後速やかに提出すること。

2. 受注者は、納入時に次の図書を提出することとする。

- | | |
|---|----|
| (1) 最終艀装外観5面図 | 1部 |
| (2) 緊急自動車取扱い説明書 | 1部 |
| (3) 医療機器類取扱い説明書 | 1部 |
| (4) 製作工程の詳細、新規登録後の外観5面写真(カラーE版)
並びに画像データ入りCD-R | 1部 |

(6) 納品書

1部

(7) 緊急自動車指定書、車検証、自賠責保険証書、車庫証明書、
リサイクル券

5. 検査

1. 検査は、中間検査及び完成検査とする。受注者は検査が可能となった場合、速やかに発注者に連絡のうえ指示を受けるものとする。
2. 中間検査は架装完了時の状態を目視で確認するとともに、製作工程を確認するものとする。
3. 完成検査は、発注者が指示する日時及び場所で次のとおり検査を行なうものとし、検査の結果、不適合または不合格と認められるものについては、発注者の指示する日までに交換、補修、改造等を行ない、再度検査を受けるものとする。
 - (1) 車体の外観及び寸法
 - (2) 車体の塗装の状態
 - (3) 医療機器類用ブラケット及び車両装備の取付け積載状況と数量
 - (4) 車両装備の動作状況

6. 設置条件

1. 設置の管理者、運用者に技術指導を行うこと。
2. 納期は令和6年3月29日（金）とする。
3. 納入場所は、奈良県総合医療センターとし、即時検収を受けるものとする。
4. 過去に当センターへ救急自動車の納入実績若しくは見積提出実績があることとする。

7. 補償

1. 補償期間はメーカー公表の期間とし、公表されていないものについては納入後1年間とする。

ただし、補償期間以後であっても設計不良、工作不良、材質不良に起因する不都合が生じた場合は、部品の交換または修理を無償で行なうこと。
2. 本車両に障害が生じた場合、復旧のための迅速な対応が行えること。
3. 障害時対応として修理部品が用意されていること。
4. サービスエンジニア体制が整っていること。

8. 補則

1. 契約価格には、完成車の登録手続き、車庫証明等の諸手続き、その他必要な事務の履行及びそれに必要な費用・手数料等を含むものとする。

なお、重量税および自動車賠償責任保険料は別途負担するため、本件に

- 含めないこと。
2. 各部の構造、装置は堅牢で十分な耐久性を有し、車体は均衡がとれた形状でバランスを考慮したボディ構造とする事。また医療機器類や装備は走行中の振動などにより移動または破損が生じないように安全確実に固定することが容易に可能で、かつ必要時にはすべてのものが速やかに使用出来る状態であること。
 3. 契約後に要する費用はすべて受注者が負担すること。
 4. 日本語の緊急自動車取扱説明書は、車内の適切な場所に専用の収納スペースを設け、且つ収納されていることが明らかであるように表示のうえ必要時には直ちに確認できるようにすること。
 5. 車両の納入にあたっては、自動車新規登録の後すみやかに行なうこと。また、納入までに緊急自動車登録も済ませ、燃料をタンクに満たした状態で納入すること。
 6. 納車当日に当センターが用意する医療機器類全てを取付けること。
 7. 業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。
 8. 車両は「第2章1 主要諸元」のとおりとする。
 9. 同等品は不可とする。
 10. 既設救急車（新生児ドクターカー）との運用を共通及び共有するため、車両性能・操作性及びスイッチ類の配置等は共通であること。

第2章 仕様

1. 主要諸元

(1) 車両寸法

ア 車両：全長 5,650 mm未満 全幅 1,890 mm未満 全高 2,500 mm未満

イ 患者室：全長 3,300 mm以上 室内幅 1,700 mm以上 室内高 1,800 mm以上

(2) 定員

乗車定員は7名以上とすること。

(3) エンジン

ガソリンエンジンで排気量は2,500cc クラスであること。

(4) 変速装置

オートマチックで6段以上の変速が可能であること。

(5) 駆動方式

四輪駆動であること。

(6) 安全装置

運転席・助手席エアバッグ・ABSを備えること。

(7) 視界装置

オートレベライザー機能付きLEDヘッドランプ、フォグランプを有すること。

(8) 環境性能

平成 30 年排出ガス規制に適合していること。

(9) 装備品

①メーカーが公表した標準装備品はすべて納入すること。

ただし、この仕様書で指定したものと重複するものについては除くことができる。

②以下に記載する装備品は全て車両メーカーのオプションもしくは純正品を使用すること。

ア. スライドドア及びリヤゲートにはオートクローザーを備えること。

イ. スライドドア、リアサイド、バックドアの窓はプライバシーガラスとすること。

ウ. リアクーラーを備えること。

エ. リアクーラー、リアヒーターは 2 列目座席から容易に風量調節が出来ること。

オ. 車両全方位が表示できる機能をつけること。

カ. 地図ソフトが更新可能なメモリータイプのナビゲーションシステムを備えること。

キ. ETC 車載器を備えること。

ク. ゴム製のフロアマットを備えること。

ケ. バックブザーを有し夜間でも警告音が鳴る仕様とすること。

コ. フロントドアの窓にはプラスチック製バイザーを備えること。

サ. 成形タイプのマッドガードを前後輪に備えること。

シ. ドライブレコーダーを備えること。

ス. アナログ時計を備えること。

③特別仕様

ア. 車体上部前面及び後部上面にはルーフ埋め込み型の LED 赤色散光式警光灯を有するものとし、且つ車両全高を抑える構造であること。

イ. 車体前部及び後方に LED の赤色灯を有すること。

ウ. 車体左右側面上部には前部・後部の赤色灯と連動する赤色灯を、それぞれ 3 灯程度設ける事

エ. サイレンは「緊急自動車に備えるサイレンの音色の変更について」(昭和 45 年消防防第 337 号通知) の別紙「救急自動車に備えるサイレンの概要」に適合するものであること。

尚、交差点等の走行環境に応じて通常の警告から変化させて周囲に注意喚起を促す機能を設ける事。

オ. 電子サイレンアンプは、ホーン連動によりピーポー音とサイレン音が切り替え吹鳴する構造とすること。

- カ. 左右後輪前側にLEDの路肩灯を有すること。
- キ. リヤゲートは開放時に後方からの衝突を防止するため、有効な赤色LED照明が点灯すること。
- ク. 車体の前面、側面、後面、屋根部分に発注者の指定するロゴマーク等を表記すること。
- ケ. 車両患者室に換気扇を備えること。
- コ. 車両右側の側面に外部電源コンセントを備え、商用入力コンセント(マグネット式)の専用接続線(10m)も付属すること。
- サ. 車両が稼働せず、外部電源コンセントを使用し電力を供給されている時は、車両に設置されたコンセントに電力を供給すると共に、始動用バッテリーに対しても自動的に充電を実施しつつ、自動的に過充電や過放電を防ぎ、常に最良の状態に保つ機能を有する事。
- シ. エンジン稼働中は、患者室に設置しているコンセントに全ての医療機器や、装備に十分な電力を供給できる能力を有する発電機およびインバーターを備え、スペックは既設救急車と同等とし、代替運用が可能な電源装備とする事。
- ス. 外部電源とインバーターからの電源との自動切替装置を備えること。

④運転席まわり（既設救急車と配置は共通とすること。）

- ア. 運転室には小物類を適切に収容出来る収容箱等を設け、蓋となる部分にはアルミ縞板を施すこと。
- イ. 音声合成装置内蔵のサイレンアンプとマイクを装備すること。
- ウ. 警告灯、サイレン、マイク等は車内の運転席、助手席から安易に操作が出来ること。
- エ. 運転席、助手席には有効なLED灯を備え夜間でも書類等が確認出来ること。
- オ. 外部電源が接続している時には警告灯が点灯しエンジンが始動しない仕様とすること。

⑤患者室まわり

- ア. 患者室の床面は水洗い程度が可能な構造とすること。
- イ. 患者室の床材はワックスが不要なビニル床シートを使用すること。
- エ. 患者のプライバシー保護のため、1列目座席後方と患者室の間には遮光布地を使用した着脱可能な間仕切りカーテンを有すること。
尚、間仕切りカーテンについては、一部透明のファスナー式とする。
運転手と患者室内のスタッフで会話出来るようインターホンも取付けること。
- エ. 患者室で適切な治療が実施できるように十分な照度を備えた照明を適切に配置すること。

- オ. 車体側部のスライドドア、後部バックドア部分には、夜間でも支障なく作業が実施できるように十分な照度をそなえた照明を適切に配置すること。
- カ. 患者室の照明は、調光器等で照度調整が出来ること。
- キ. 患者室には、電動式ストレッチャーを搭載すること。
当センターで所有しているアトム保育器(V-808)が固定できるメーカー純正のアタッチメントの他、以下に記載する物品に関しても必須とする。
尚、電動ストレッチャーに取り付ける物品については、安全性等の観点からすべてメーカー純正品であること。
※ファーノ社製 インネックス (同等品不可)
※インネックス専用保育器固定システム
※インネックス専用 I V ポール
※インネックス専用パックラック
※インネックス専用ソフネット
- ク. 患者室まわりに収納庫を設置し、一定の適切な医療機器を収納できること。
- ケ. 機材収納庫を始めとする収納部分には収めるべき医療機器類などの名称を明記すること。
- コ. 患者室の有効な場所にティッシュ若しくはディスポグローブの箱が4個程度以上固定出来ること。尚、場所及び個数は提案する事。
- サ. 分別可能なダストボックスを備えること。
- シ. 患者室天井中央には有効なアシストバーを備え、左側面上部にはネットシェルフを2ヶ所以上有していること。
- ス. 患者室には交流100V (接地極付き)、直流12Vの電源を有するコンセントを必要数設置すること。
- セ. 冷蔵庫を備えること。
- ソ. 当センターが指示する位置に、メディカルポールを設置すること。
- タ. 患者室には2B対応可能な座席を設け、呼吸管理座席を含め5名分の座席を設定すること。尚、循環器用器材等を固定できる装備を設けること。
- チ. 患者室ガラスは、電気式くもりフィルムとする事
- ツ. 後部及び左側面には乗降用の手摺を設ける事。
- テ. 消火器(6型)を設置すること。

第3章 医療機器類、診療備品等

(1) ．車両に備える医療機器類等は当センターで用意するため、下記に記載する医療機器を納車当日に車両へ取り付けること。

- ① 生体情報モニター 一式
- ② 除細動器 一式
- ③ 人工呼吸器 一式
- ④ 吸引器 一式
- ⑤ その他、当センターが指示するもの。

(2) 納車時には、以下に記載する機器等を取り付けた状態若しくは取り付けることができる状態で納品すること。

- ① 酸素吸入装置オキシパック : 1台
日本船舶薬品株式会社 OX-ⅢS (川重チャック1口、ジューロン2口)
- ② 高圧コントロール用減圧弁 (酸素用) : 2個
日本船舶薬品株式会社 ヨーク型ジューロンチャック付き
- ③ 三方チース ※酸素用 : 1個
日本船舶薬品株式会社 両端 60cm ジューロンチャック付き
- ④ 配管ホース ※酸素用 : 1本
日本船舶薬品株式会社 (緑) 7m
- ⑤ 酸素ボンベ (医療用酸素) 譲渡証明書付き : 2本
日本船舶薬品株式会社 10L アルミ製レットバルブタイプ
- ⑥ 酸素用アウトレット (2口タイプ) : 1個
適合参考物品: 日本船舶薬品株式会社 NSY-19
- ⑦ 空気ボンベ 譲渡証明書付き : 1本
- ⑧ 空気用アウトレット (1口タイプ) : 1個
- ⑨ 電動式吸引器 : 1台
適合参考物品: 日本船舶薬品株式会社 パワーミックⅡ
※その他、消耗品等を含む
- ⑩ 陰圧シールド Reo : 1式
- ⑪ ポータブルスプラッシュシールド : 1式

(3) 必要条件

① 障害支援体制

ア (2)に記した各機種に障害が生じた場合、復旧のための迅速な対応が行えること。概ね30分で当センターに到着できる体制であ

ること。

イ 障害時対応として、修理部品が用意されていること。

ウ サービスエンジニア体制が整っていること。

②設置条件

ア 設置の管理者、運用者に技術指導を行うこと。

イ 納入は救急車に搭載し、車両とともに納品すること。

ウ 指定納入場所への設置に関する据付、配線、調整等の作業は契約金額内で施工すること。

③その他

ア 日本語の取扱説明書を提供すること。

イ 品質保証期間は納車から1年間とすること。

④資格条件

ア 精密医療機器を取付けるにあたり、医療機器のノウハウを熟知した者でなければならないため『高度管理医療機器等販売業』の許可を有していること。

イ 搬送時等で損傷又は故障した医療機器について、終始対応可能な体制でなければならないため『医療機器修理業』の許可を有していること。

ウ 医療用酸素は満充填の状態での納入することが必須であることから、『医薬品販売業（卸売販売業）』の許可を有していること。